

○久留米大学御井学舎厚生施設使用細則

〔平成15年2月14日〕
〔細則 第14-3号〕

第1条 この細則は、久留米大学御井学舎厚生施設規程第8条の規定に基づき、久留米大学御井学館及び久留米大学御井学生会館（以下「厚生施設」という。）の使用に関する必要事項について定める。

第2条 厚生施設は、原則として、平日午前8時から午後7時まで開館する。ただし、学生部長が許可したときは、開館時間を変更することができる。

第3条 厚生施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、本学の行事又は学生部長が必要と認めたときは、使用を許可することがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (2) 土曜日・日曜日
- (3) 学則に定めた休暇期間
- (4) 本学創立記念日及び本学が指定する日

第4条 次の各号に掲げる共用施設の使用については、予め所定の使用願を提出し、学生部長の許可を得なければならない。

- (1) 御井学館
 - イ 教室
 - ロ 会議室
 - ハ 大ホール
 - ニ 和室（別棟）
 - ホ 食堂・ラウンジの特殊目的使用
- (2) 御井学生会館
 - イ ラウンジ
 - ロ 小ラウンジ
 - ハ レストラン
 - ニ ギャラリー
 - ホ ミーティングルーム

第5条 厚生施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に清潔、整頓に心がけること。
- (2) 施設、備品を破損し、または落書等をしないこと。
- (3) 無断で備品の位置を移動したり、改装したりしないこと。
- (4) 下駄ばきまたはスパイク等で出入しないこと。
- (5) 掲示は、所定の手続きを経て、所定の場所にすること。
- (6) 凶器・危険物等の搬入をしないこと。
- (7) 喧騒にわたる行為をしないこと。
- (8) 厚生施設内に宿泊しないこと。
- (9) 厚生施設内の指定した場所以外での禁煙を遵守すること。

(10) その他施設内の風紀、秩序を乱す行為等をしないこと。

第6条 学生部長は、次の各号に掲げる事態が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、その使用を中止させ、または許可を取消することができる。

(1) 厚生施設に係る諸規程に違反し、又は係員の指示に従わないとき。

(2) 厚生施設内の風紀や秩序を乱し、又はその恐れのあるとき。

(3) 建物又は付帯施設を滅失、毀損し、又はその恐れのあるとき。

(4) その他中止等に値する突発的事情が生じたとき。

第7条 使用者は、厚生施設の建物、備品、付帯施設等を滅失、毀損した場合は、直ちに御井学舎事務部学生課へ届出なければならない。この場合、故意または重大なる過失による場合は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

1 この細則は、平成15年2月1日から施行する。

2 久留米大学御井学館使用細則（平成6年3月9日施行）はこの細則の施行の日から廃止する。